

GOTO キャッシュレス!

お家賃等の支払いは
身近なキャッシュレス決済
口座振替をご利用ください。



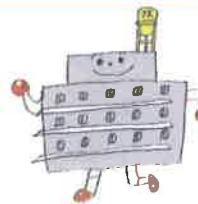
ジュウコウくん

チェック

- 毎月家賃を支払に行くのが大変!
- 支払うたびに現金を持ち歩くのが心配!
- キャッシュレス決済に興味がある。

1つでもあてはまった方には口座振替をおすすめします!

口座振替なら、毎月のお家賃等を口座から自動引き落とし!
手数料は不要で、手間なく安心してお支払いいただけます!



取扱銀行一覧

琉球銀行、沖縄銀行
沖縄海邦銀行、J A 沖縄
コザ信金、沖縄労働金庫

☆沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて☆

受付時間:8:30~17:15(土日祝日・年末年始は除く)

- 名義の変更や同居者の承認、連帯保証人に関すること ☎098-917-2206
- 県営住宅退去・減免申請、
入居者の異動、収入申告に関すること ☎098-917-2435
- 県営住宅駐車場に関すること
(車庫証明発行、契約・解除手続き等) ☎098-917-2437
- 家賃支払いに関すること ☎098-917-2436
- 家賃滞納に関する相談・心配事 ☎098-917-1210
- 修繕の申込・相談に関すること
模様替え申請に関すること ☎098-917-2438

下記の出張所でも、上記の受付業務の一部を行っております。

- 名護出張所 ☎0980-43-7970 FAX:0980-43-7971
- コザ出張所 ☎098-988-7686 FAX:098-988-7687
- 宜野湾出張所 ☎098-917-6173 FAX:098-917-6174

※修繕の受付については、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合いつながりにくい状態となる場合がございます。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、各地区の修繕業者へご連絡していただくようお願いいたします。

けんえいじゅうたく

県営住宅だより

2021

秋号

JK 【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp>

検索



第8号

重要 収入申告書の提出はお済でしょうか!

「収入申告書」の提出は県営住宅にお住まいの方の義務です。まだ提出されていない方については、世帯の収入状況にかかわらず、近傍同種の住宅(近隣の民間賃貸住宅)の家賃並みの使用料を負担していただくことになりますので、提出されていない方は早めに提出をお願いいたします。



☆収入申告義務の緩和に関するお知らせ

県営住宅にお住まいの皆様には、毎年収入申告をしていただき、これに基づいて県で来年度の家賃を決定しています。しかし、認知症など入居者自ら収入申告が難しい場合は、県が調査した収入額をもとに家賃の決定を行うことができる制度を新たにつくりました。

つきましては、制度の利用を希望する方がいらっしゃいましたら下記連絡先までご相談ください。

連絡先：収入調査係 098-917-2435

収入申告の提出はお済でしょうか!	1
体調管理・事故に気をつけよう!	2
家賃の減免相談について	3
家賃の支払い、一人で悩まず相談を	3
長期不在時には公社へ連絡を!	3
詐欺師に注意を!	3
GoTo キャッシュレス(家賃の支払いは便利な口座振替で!)	4
沖縄県住宅供給公社のお問い合わせについて	4

住宅使用料の納付期限(口座振替引落日)は、毎月月末です。

※土日祭日の場合は、前日の通常営業日が引落日となります。

口座振替の方は、引き落とし口座の残高を確認よろしくをお願いいたします。

体調管理・事故に気をつけよう！



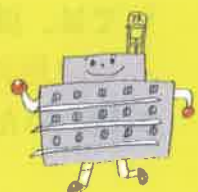
熱中症

- ☑ 1時間ごとにこまめな水分補給
- ☑ 部屋の温度を涼しく（エアコン推奨）
- ☑ 人との距離が確保できるときはマスクを外す
- ☑ 無理のない範囲で適度な運動



暑い時期こそ

油断大敵



転落事故

- ☑ 窓やベランダの手すり付近の足場になるようなものがないか
- ☑ 窓、網戸、ベランダの手すりが劣化していないか
- ☑ こどもだけで窓を開けられないよう補助錠を設置



窓やベランダから転落事故が増えています。気を付けよう！

引き続き感染症対策も！

健康管理をする



日頃から体温測定をしましょう。体調が悪い時は自宅で静養しましょう。毎日の健康チェックは大切です。

マスクの着用と消毒



外出時はマスクを着用し帰宅時は、手洗い消毒をしましょう。

部屋の換気をする



部屋の温度が下がらない範囲で常に窓を少しだけ開けたり、換気扇などを使って換気をしましょう。

感染症の拡大防止のため

引き続きご協力お願いいたします。

家賃減免制度について

病気療養や災害等により世帯収入が一時的に著しく減少し、住宅使用料（家賃）の支払いが困難である場合に利用していただく制度です。家賃減免が適用される期間は原則、申請が受理された翌月から当該年度末までです。その間、住宅使用料（家賃）の一部が免除となりますが、減免申請には所得基準やその他申請要件がございますので、詳しくは公社へお尋ねください。



【減免対象となる収入減少の理由】

- ▲ 病気等で長期にわたる療養を必要とし、費用がかさんだとき
- ▲ 収入のある方が失職したとき
- ▲ その他前記に準ずる特別な事情があるとき

※継続的に収入が減少する場合には、収入再認定制度がありますので、申請に関する詳細は、公社へお尋ねください。

家賃の支払い、ひとりで悩まず相談を！

新型コロナウイルスの影響による家賃滞納に関する相談などもひとりで悩まずご相談ください。

当公社窓口では、社会福祉士の資格を持った専門相談員が、福祉事務所その他関係機関と連携を図りながら、県営住宅家賃滞納に関する相談に応じます。



専用相談窓口
専門ダイヤル

☎ (098) 917-1210

長期不在時には公社へ連絡を！

旅行・出張・入院等の理由により、住宅を長期間不在とする場合は、必ず公社へ「不在届」の提出をお願いいたします。「不在届」は那覇本社又はお近くの出張所の窓口でございます。

「不在届」の届がないと、こんな困ったことが—
● 近隣の方等から「室内で倒れているのではないか？」との通報があったとき、安否確認をする場合があります。
● 漏水や火災等の事故があったとき、迅速な対応ができなくなります。



ジュウコウくん

なお、定期配達（新聞、配達弁当等）をご利用している入居者は長期不在の際には、各事業者へ配達一時停止の連絡を忘れないようお願いいたします。

詐欺師に注意を！

最近、公社家賃徴収職員を装った詐欺師が団地入居者へ家賃の督促訪問に来る悪質な事例が報告されております。公社家賃徴収職員は、職員証を掲示しておりますので、**支払う際はよくご確認になり、家賃をお支払いするようご協力お願いいたします。**

また、このような詐欺師を見かけた場合は、**警察 又は公社まで連絡**いただくよう皆様のご協力をお願いいたします。

